

徳島県告示第五百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出 の受理日	廃止 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類			
医療法人道志社	徳島市大原町余慶一番一	ヘルパーステーションアイナ	徳島市大原町千代ヶ丸一四六番地	訪問介護		令和七年七月三十一日	令和七年八月三十一日
株式会社ひなた	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ三一番地七	ヘルパーステーションひなた	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ三一番地七	同		同 一日	同 九月一日
株式会社彩都	板野郡北島町中村字岸ノ上一番地二二六	訪問介護ステーション彩都	板野郡北島町中村字岸ノ上一番地二二六	同		同 二十九日	同
株式会社ケイアンドエム	徳島市西新浜町二丁目二番七八号	むかい福祉用具レンタル・販売部	徳島市西新浜町二丁目二番七八号	福祉用具貸与		同 十二日	同